

# 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号の判断基準

塩尻市 建設事業部 建築住宅課

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項第3号に規定する「建築をしようとする住宅が良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。」の判断基準は、1から6までに掲げる区域の区分ごとにそれぞれ1から6までに掲げるとおりとする。

## 1 地区計画等の区域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画に定める事項のうち、建築物に関する制限（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠の制限に限る。）に適合しないものは、認定しない。

## 2 景観計画の区域

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画に定める事項のうち、建築物に関する制限（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠の制限に限る。）に適合しないものは、認定しない。

## 3 都市計画施設等の区域

次の各号に掲げる区域内に建築するものは、原則として認定しない。

- (1) 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域
- (2) 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域
- (3) 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域
- (4) 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域

## 4 建築協定の区域

建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条に規定する建築協定に定める事項のうち、建築物に関する制限（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠に係る具体的な制限に限る。）に適合しないものは、認定しない。

## 5 景観協定の区域

景観法第81条第1項に規定する景観協定に定める事項のうち、建築物に関する制限（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠に係る具体的な制限に限る。）に適合しないものは、認定しない。

## 6 まちづくり協定等の区域

地域が自主的に定めているまちづくり協定等に定める事項のうち、建築物に関する制限（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠に係る具体的な制限に限る。）に適合しないものは、原則として認定しない。

（令和4年2月20日適用）